

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第75号

神戸市しあわせの村条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市しあわせの村条例施行規則（平成元年4月規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（許可を要する行為）</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>興行を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために条例第5条第1項に掲げる施設（以下「総合センター等」という。）の全部又は一部を独占して使用するこ</u></p>	<p>（許可を要する行為）</p> <p>第2条 条例第8条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>業として写真又は映画を撮影すること。</u></p> <p>(3) <u>興行を行うこと。</u></p>

と（設置の目的に従って条例別表第2号に規定する施設（以下「ホール等」という。）を使用する場合を除く。）。

(4) 集会その他これらに類する催しのために総合センター等の全部又は一部を独占して使用すること（設置の目的に従ってホール等を使用する場合を除く。）。

(5) 業として広告写真又は動画を撮影すること。

（使用料）

第3条 [略]

（指定管理者の指定の申請に係る書類）

第4条 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(6) [略]

別表（第3条関係）

行為の区分	使用料の額
-------	-------

(4) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのために条例第5条第1項に掲げる施設の全部又は一部を独占して使用すること（設置の目的に従って条例別表第2号に規定する施設（以下「ホール等」という。）を使用する場合を除く。）。

（使用料の特例等）

第3条 [略]

（指定管理者の指定の申請に係る書類）

第4条 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(4) [略]

(5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(6) [略]

別表（第3条関係）

行為の区分	使用料の額
-------	-------

[略]	[略]
2 興行又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]

[略]	[略]
2 興行又は競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しの開催	[略]
3 集会その他これに類する催しの開催	1 平方メートル 1 日につき 4 円
4 業としての写真（広告写真を除く。）の撮影	1 人 1 日につき 900円
5 業としての広告写真の撮影	1 日につき 3 万円
6 業としての映画の撮影	1 日につき 6 万円

備考

- 1 [略]
- 2 営利を目的としてこの表の第2項に掲げる行為をする場合の使用料の額は、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収するときはこれらの項に規定する額の5倍に相当する額とし、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収しないときはこれらの項に規定する額の3倍に相当する額と

備考

- 1 [略]
- 2 営利を目的としてこの表の第2項又は第3項に掲げる行為をする場合の使用料の額は、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収するときはこれらの項に規定する額の5倍に相当する額とし、使用者が入場者から入場料その他これに類する金員を徴収しないときはこれらの項に規定する額の3倍に相

する。

当する額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の神戸市しあわせの村条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前の行為に係る許可及び使用料の徴収については、なお従前の例による。